

札幌市児童福祉法施行条例及び札幌市児童福祉施設条例の一部を
改正する条例案

平成29年（2017年）2月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉法施行条例及び札幌市児童福祉施設条例の一部を
改正する条例

（札幌市児童福祉法施行条例の一部改正）

第1条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次の
ように改正する。

- (1) 目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。
- (2) 第140条第12号、第153条及び第157条第2項中「情緒障害児
短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。
- (3) 第164条第2項及び第193条第2項中「第13条第2項各号」を「第
13条第3項各号」に改める。
- (4) 第13節の節名を次のように改める。

第13節 児童心理治療施設

- (5) 第224条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改
める。
- (6) 第225条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」
に改め、同条第5項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」
に、「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。
- (7) 第226条（見出しを含む。）から第231条までの規定中「情緒障害児
短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。
- (8) 第233条第2項及び第244条第2項中「第13条第2項各号」を「第
13条第3項各号」に改める。

（札幌市児童福祉施設条例の一部改正）

第2条 札幌市児童福祉施設条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号、第3条第2項及び別表1情緒障害児短期治療施設の項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市児童福祉法施行条例第164条第2項及び第193条第2項の改正規定、第225条第5項の改正規定（「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める部分に限る。）並びに第233条第2項及び第244条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（理 由）

児童福祉法の一部改正により、情緒障害児短期治療施設の名称が児童心理治療施設に改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出する。